

第 255 回 広島県都市計画審議会 議事録

- 1 日 時 令和6年 11 月 18 日(月) 11:00～11:19
- 2 場 所 サテライトキャンパスひろしま 502 大講義室
(Web 会議併用)
- 3 出席委員 別紙のとおり
- 4 議 題 等 付議案件 1件
- 5 担当部署 広島県 土木建築局 都市計画課 施設計画グループ
(082)513-4117(ダイヤルイン)
- 6 議 事 録

目 次

1 開 会.....	1
2 議 事.....	1
3 閉 会.....	4

1 開会

開会 11:00

○**司会** それでは定刻となりましたので、ただ今から第 255 回広島県都市計画審議会を開催します。

委員の皆様には、ご多用のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、本日の会議資料について、ご確認をお願いします。

お手元にお配りしておりますのが、

- ・次第
- ・委員名簿
- ・配席表
- ・議案集
- ・「第1号議案スライド資料1」

となっております。資料について、不足はございませんでしょうか。

次に、前回の審議会以降に委員の異動がありましたので、ご紹介します。恐れ入りますが、お手元の委員名簿をご覧ください。

審議会条例 第2条第1項第5号「市町の議会の議長を代表する者」からの委員としまして、令和6年 11 月8日付けで、海田町議会議長 桑原 公治様にご就任いただいております。なお、本日はオンラインによりご参加をいただいております。桑原様よろしくをお願いします。

また、名簿のお名前の右側に「オンライン出席」と記しております6名の委員の皆様には、本日はウェブ会議システムを通じてご出席いただいております。

回線状況等により、音声聞き取りにくい場合等には、進行を調整させていただく場合がありますので、何卒ご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

本日の会議時間は、約 30 分を予定しております。

それでは、これからの議事は、審議会運営規程第5条によりまして、会長が「会議の議長」となっておりますことから、藤原会長、よろしくをお願いします。

○**藤原会長** おはようございます。本日もお忙しいところ、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

本日の出席ですが、この会場に 10 名、オンラインで6名ということで、合計 16 名の参加をいただいております。2分の1以上の出席となりましたので、審議会条例第5条により、この会は有効に成立します。

これより、第 255 回広島県都市計画審議会を開会します。

まず、議事録署名委員を指名します。今回は、百武委員と栗原委員のお二方をお願いします。

それでは、議事次第に沿って、進めてまいりたいと思いますので、お願いします。

2 議事

○**藤原会長** 次第をご覧ください。本日は「付議案件1件」です。第1号議案につきまして、都市計画の変更であり、広島県が諮問する議案となります。

それでは、第1号議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 都市計画課長の梶村と申します。本日はよろしく申し上げます。

着座にて説明させていただきます。

第1号議案の「広島圏都市計画臨港地区の変更」について説明します。

本議案は、広島港の坂地区で、更なる賑わいの創出に向けた施設整備の、対応の必要性が高まってきたことから、一体的な管理を行うため、臨港地区に指定するものです。

前方のスライドで説明します。なお、お手元の配布資料では、資料1となります。説明時間は約8分を予定しております。

まず、臨港地区の概要について説明します。臨港地区とは、港湾としての機能を維持・保全し、適切に管理運営するために定める地区であり、港湾を管理運営する上で、必要な施設が立地する地域を指定するものです。

都市計画区域内の臨港地区は、港湾管理者の申し出た案に基づき、都市計画決定権者が定めることとされています。

港湾法で定める、国際拠点港湾及び重要港湾に係るものは県が定め、地方港湾に係るものは市町が定めることとなっています。広島港は、国際拠点港湾のため、県が定めることとなります。

続いて、臨港地区を指定する効果について説明します。

まず、一つ目として、岩壁や道路、物揚場等の施設は、臨港地区の指定と同時に、港湾施設に位置付けられます。これにより港湾管理者が新たに港湾施設を整備する場合、施設整備が可能となります。

二つ目として、臨港地区を指定した区域においては、港湾法によって、一定規模以上の工場などを建築する場合には、港湾管理者への届出が義務付けられます。

三つ目として、港湾管理者は臨港地区内において、条例により、港湾法に基づく分区を指定することが可能となります。

続いて、分区について説明します。

分区とは、港湾管理者が臨港地区内を機能・目的別に区分して指定することができるものであり、条例により、港湾の管理運営上支障のある建築物用途について、新たな建築を制限することとなります。広島県内では、7種類の分区が定められています。

例として、「商港区」は、旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域、「工業港区」は、工場その他工業用施設を設置することを目的とする区域、「修景厚生港区」は、景観を整備するとともに港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域で、本区域については、港湾管理者である県が、「修景厚生港区」を指定する予定としているものです。

続いて、広島港臨港地区の概要について説明します。

広島港は、中国山脈を源とする太田川河口に位置し、中国・四国地方のグローバルゲートとして国際貿易や国際交流の重要拠点であることから、県が港湾管理者となっています。

広島港における臨港地区は、今回変更する坂地区の外、宇品地区、出島地区、廿日市地区等が指定されており、現在の指定面積は、約 776.3 ヘクタールとなっています。

今回の変更は、坂地区において、親水・交流・賑わい拠点となることを目指し、更なる賑わいの創出に向けた施設整備の対応の必要性が高まってきたことから、既に指定されている南側と一体的な利活用を図るため、臨港地区を追加指定するものです。

また、既に指定されている臨港地区の精査も併せて行うもので、主なものとして、山

側については国道 31 号と接していることから、国道管理者との協議により一部解除を行うとともに、海側については、水際線の精査に併せて、一部解除を行っています。

続いて、広島港臨港地区の沿革について説明します。

広島港は、昭和 26 年に重要港湾に指定され、平成 23 年に国際拠点港湾に指定されました。

また、広島港臨港地区については、昭和 40 年に広島港臨港地区の当初指定をしています。

以降は、広島港港湾計画などを踏まえ、区域の追加を行っており、今回変更する坂地区は、平成 16 年に広島港臨港地区に追加指定された地区です。

今回の変更により、約 776.3 ヘクタールから 1.3 ヘクタール増え、約 777.6 ヘクタールとなります。

続きまして、変更箇所の概要について説明します。

こちらは、坂地区の拡大図です。

今回臨港地区を追加する区域は、赤色で着色した範囲で、南側の現行区域と併せて、一体的に更なる賑わい創出を図る区域です。

なお、緑色で着色した範囲は現在の臨港地区で、黄色着色した範囲は地図精査により区域解除する範囲です。

続いて、変更箇所の整備状況について説明します。こちらは、令和6年8月現在の写真で、緑枠で囲んだ南側の区域は、現在の臨港地区です。緑地上に物販・飲食施設が整備され、令和5年4月にオープンしています。

今回、臨港地区に追加する区域は、赤枠で囲んだ区域であり、更なる賑わい創出に向けた施設整備など、一体的に整備を行う事が可能となります。

続いて、坂地区の広島港港湾計画における位置付けについて、説明します。平成 31 年3月に改定されました広島港港湾計画における、土地利用計画を示した図です。坂地区は、緑地・レクリエーションゾーンの内の、緑地及び海浜として位置付けられています。

最後に、分区指定について説明します。

本審議による答申を受け、臨港地区を変更することに併せて、港湾管理者である広島県が、港湾法に基づき分区を指定し、土地利用制限を行う予定をしています。

本区域については、港湾計画上、緑地及び海浜が位置付けられており、港湾におけるレクリエーションゾーンの充実を図るための区域と考えられることから、景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とする「修景厚生港区」が指定される予定です。

本議案に係る案については、都市計画法第 17 条に基づき、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供しなければならないこととされていることから、令和6年9月9日から 24 日までの2週間の縦覧に供したところ、意見書の提出はありませんでした。また、変更案に関して、坂町から、異存のない旨の回答を頂いております。

以上で、第1号議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○藤原会長 それでは議案の審議に入ります。

まず、会場参加の方で質問・意見等ありましたら、挙手をお願いします。

はい、百武委員、お願いします。

○百武委員 今回の変更については、追加される区域だけでなく、解除される区域もある

という説明でしたが、解除の理由について教えていただけますか。

○藤原会長 事務局からお願いします。

○事務局 「第1号議案スライド資料1」P6 で色分けをしまして、現行区域を緑色、追加区域を赤色、ご質問いただきました解除区域については、黄色で示しております。

道路側については、現行の区域として、環境整備したベイサイドビーチ坂と、それに隣接している国道 31 号がありますが、この土地境界で区域を指定しています。今回の解除による変更指定は、施設の管理境界で行うもので、既指定区域において、国道 31 号の管理範囲を解除し、管理区分の整合を図るものです。

海側については、水際線の精査を行い、それに合わせて既指定区域の地区の一部を解除するものです。

それぞれ、港湾の関係の施設ですが、管理の範囲を改めて確認・整理を行い、このような形となっています。

以上です。

○百武委員 ありがとうございます。

○藤原会長 会場参加の委員について、他に質問・意見ありますか。よろしいですか。

それではオンラインで参加の委員の皆様、何か質問・意見等ございましたら、挙手をお願いします。

はい、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 区域の境界線についてですが、端的に、海側は水際界、道路側は道路界で、区域の設定を行うという認識よろしいでしょうか。

○藤原会長 事務局からお願いします。

○事務局 ご質問のとおりです。

○渡邊委員 ありがとうございます。

○藤原会長 他に質問・意見等ありませんか。よろしいですか。

他に質問・意見がないようですので、第1号議案につきまして、原案通りと決してよろしいでしょうか。

異議がありませんので、第1号議案については、原案通りと致します。

以上をもちまして、本日の議事を終了します。

事務局から、何かありましたらお願いします。よろしいですか。

ありがとうございます。オンラインで参加の委員の皆様もありがとうございます。事務局にお戻し致します。

3 閉会

○司会 藤原会長ありがとうございます。

委員の皆様には、ご多忙のところ、ご審議いただきまして、誠にありがとうございます。

た。

次回の審議会ですが、令和7年2月上旬の開催予定をしております。調整次第、ご案内を致しますので、よろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第 255 回広島県都市計画審議会を閉会致します。本日は、ありがとうございました。

閉会 11:19